開局時間のご案内

月-金　9:00-18:30

土　9:00-13:30

第３日曜日　9:00-17:30

日(第３除く)・祝日　休み

保険
薬局



●夜間・休日等加算の対象時間
平日19:00-閉店まで　土曜日13:00-閉店まで
※1月2-3日　12月29-31日は休日扱い

※営業時間外の時間外調剤料について
時間外加算 19:00-22:00　6:00-8:00　深夜加算 22:00-6:00
休日加算　日曜日・祝日・年末年始（12月30日-翌年1月3日）

緊急連絡先　090-2222-1994

訪問薬剤管理指導に関するご案内



在宅で療養中で通院が困難な場合、調剤後にご自宅を訪問し、薬剤服薬指導および管理のお手伝いをさせていただくことができます。短期のご利用も可能です。
ご希望される場合は、お気軽にお申し出ください。医師の了解と指示が必要となりますので、事前にご相談ください。

介護保険の方

居宅療養管理指導および
介護予防居宅療養管理指導

同一建物居住者以外

518単位/回

同一建物居住者

379単位/回（2－9人）

342単位/回（10人以上）

1単位=10円　10単位=10円（1割負担）30円（3割負担）自己負担率や厚生労働省が定める地域により金額が異なることがあります。

医療保険の方

在宅患者訪問薬剤管理指導

同一建物居住者以外

650点/回

同一建物居住者

320点/回（2－9人）

290点/回（10人以上）

1点=10円　10点=10円（1割負担）30円（3割負担）自己負担率により金額が変わります。麻薬の調剤や緊急対応、オンライン服薬指導等で点数が異なります。

当薬局では適正な医療費で持続可能な医療制度の維持や未来のために、ジェネリック医薬品の調剤を積極的に行っています。

ジェネリック医薬品に変更を希望される方は薬剤師にご相談ください。



当薬局では、ジェネリック医薬品（後発医薬品）を積極的に調剤し、後発医薬品体制加算を算定しています。

労災保険指定

薬局

保険医療機関

生活保護法指定

中国残留邦人等支援指定

取扱い公費負担医療

- 戦傷病者特別援護法→生活保護法による医療扶助・更生医療
- 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律→認定疾病医療・一般疾病医療費
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律→結核患者の適正医療
- 障害者自立支援法→精神通院医療・更生医療・育成医療
- 児童福祉法→療育の給付・障害児施設医療・小児慢性特定疾患治療研究事業に係る医療・児童福祉法の措置等に係る医療
- 母子保健法による養育医療
- 特定疾患治療費及び先天性血液凝固因子障害等治療費
- 小児慢性特定疾患治療研究事業に係る医療の給付
- 石綿による健康被害の救済に関する法律による医療費の支給
- 肝炎治療特別促進事業に基づく医療
- 公害健康被害



健康サポート薬局

健康サポート薬局

地域に密着した健康情報の拠点として、医療用医薬品、一般用医薬品、健康食品に関する情報提供や健康相談を行います。

お薬をまるごと把握し、医療機関と連携することで、皆さまの健康を守ります。24時間対応や在宅対応もいたしますので、お気軽にご相談ください。

おくすり相談

栄養相談

健康食品相談

スキンケア相談



禁煙相談

あおば薬局高崎店

当薬局は

「地域連携薬局」

です。

地域連携薬局は、以下の機能等を有する薬局です 。

①入院時に医療機関において適切な薬学的管理を行うため、入院前の服薬情報等を医療機関に勤務する医師、薬剤師等に提供するなど、入退院時を含めて他の医療提供施設と連携して対応
②開局時間外の相談（調剤）に対応
③無菌製剤処理が必要な調剤、がんによる痛みなどの緩和ケアに必要な薬剤の調剤等を含め、在宅医療に対応

調剤基本料と薬剤服用歴の活用について

当薬局の調剤基本料は以下の通りです。また、患者様が薬を安心して安全にご使用いただけるよう、薬の使用履歴（薬剤服用歴）を活用しています。この履歴に基づき、薬の服用方法や市販薬との相互作用について説明し、その内容を記録しています。

※患者様の個人情報は、当薬局の個人情報の保護方針に基づき厳重に管理いたします。もし疑問やご質問がありましたら、遠慮なく当薬局のスタッフにご相談ください。



調剤基本料２ ・・・・・・・・・・・・・・・30点

地域支援･医薬品供給対応体制加算５・・・59点

電子的調剤情報連携体制整備加算・・・・ 8 点

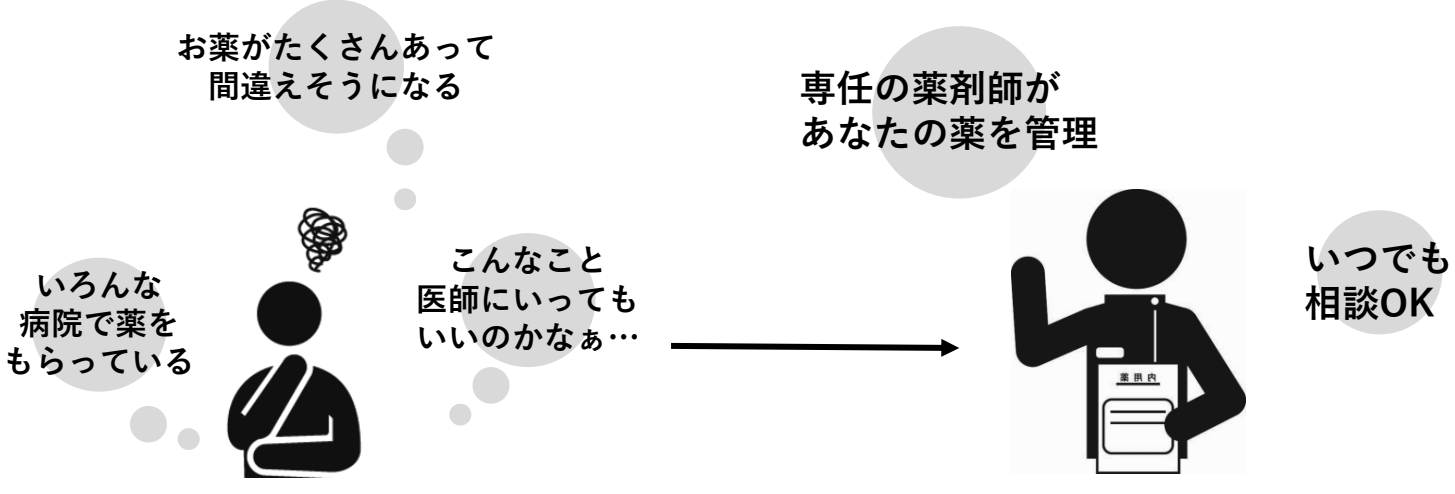
連携強化加算 ・・・・・・・・・・・・・・ 5点

当薬局では、医療の透明化と患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書発行の際に、「個別の調剤報酬の算定項目が分かる明細書」を無料で発行しております。

明細書の発行を希望されない場合は事前に申し出てください。
※平成30年より公費負担医療で自己負担が発生しない患者様についても明細書の発行が義務付けられております。

処方箋受付数は月1,800回以下、グループ内の薬局数は300店舗未満、グループ全体の合計受付数は月4万回未満です。医薬品取引価格の妥結率は5割以上で、地方厚生局に報告済みです。特定医療機関からの賃貸関係はありません。後発医薬品の調剤率は50%以上です。非常時対応のための連携体制が整えています。

お薬のことで困ったら**かかりつけ薬剤師**におまかせください



担当薬剤師を指名してください。同意書にご署名いただくことで、
次回から専任の**かかりつけ薬剤師**が担当させていただきます。

保険薬剤師として3年以上の薬局勤務経験があり、当薬局には週31時間以上勤務しています（育児や介護などで労働時間が短縮される場合は週24時間、4日以上）。薬剤師認定制度認証機構によって認証された研修認定制度などの研修認定を取得しており、医療に関連する地域活動にも積極的に参加しています。

地域に貢献する薬局になるためにしていること

開局時間
平日：8時間以上
土日：一定時間
週：45時間以上

医薬品備蓄
1200品目以上の医薬品を備蓄しています。在庫状況の共有・融通を行っています。

プライバシー
プライバシーに配慮した構造です。

かかりつけ薬剤師
かかりつけ薬剤師指導料の届出をしています。
管理薬剤師の実務経験が要件を満たしています。

情報収集
インターネットを通じた情報収集と周知（PMDAメディナビなど）を行っています。

研修
調剤従事者の資質向上を図るため、定期的な研修・学会などで研究発表を行っています。

対応
24時間調剤及び在宅業務に対応。地方公共団体等に周知を行っています。

在宅医療
在宅業務体制の整備と実績（年間24回以上）について、医療材料および衛生材料を供給可能な体制が整っており、医療機関や訪問看護ステーションとの連携が可能。

麻薬
麻薬小売業者の免許を受けています。

健康相談
健康相談を行っています。
緊急避妊薬の対応、一般用医薬品の販売、医療機関への受診を勧奨しています。

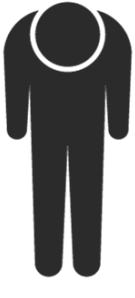
医薬品供給
地域における医薬品の安定供確保のために計画的な調達や地域の保険薬局等と連携しています。

副作用報告
健康被害などを防止した事例の収集と副作用報告に係る手順書と報告する体制を整備。

患者さんへのお願い

ー医薬品の供給が難しくなっていますー

一部の医薬品について、十分な供給が難しい状況が続いています。
薬の製造上の問題、需要の増加など、複数の問題が複雑に絡み合い、流通が逼迫していることが原因です。



状況によっては医師に確認の上、以下の変更を行う必要が生じるため、調剤にお時間をいただく場合がございます。

- **同一成分・同一薬効薬への変更**
- **処方日数の変更**

ご理解・ご協力をお願いいたします。

当薬局では必要な医薬品を確保するため

薬局間の医薬品の融通・医療機関との情報共有に努めています。

医療DXの活用について

1. オンライン資格確認等システムの活用

オンライン資格確認等システムを通じて、患者さんの診療情報や薬剤情報等を取得し、調剤や服薬指導に活用しています。

2.電子処方箋や電子カルテ情報共有サービスの活用

電子処方箋や電子カルテ情報共有サービスを活用することで、医療機関との連携を強化し、よりスムーズな医療提供を実現しています。

※オンライン資格確認の個人情報の利用目的は、「審査支払機関又は保険者への照会」のみであり、本人の同意なく他の目的に利用することはできません。

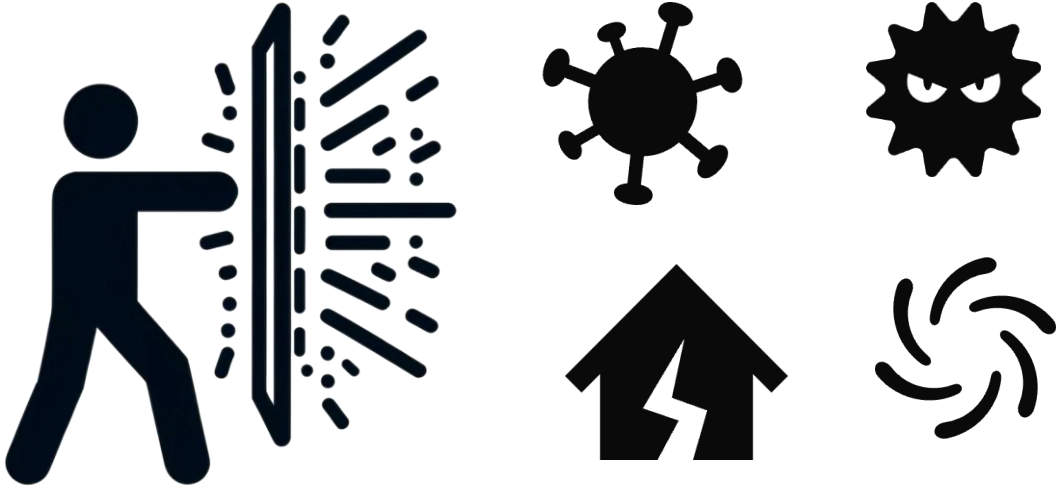
3. マイナンバーカードの健康保険証（マイナ保険証）利用

マイナンバーカードの健康保険証（マイナ保険証）利用することで、患者さんの負担軽減と医療情報の効率的な共有を目指しています。

※誰でも安心に受診できますように当薬局では現行の保険証の廃止には反対しています



感染・災害発生時に対応できる体制を備えています



当薬局は、皆様の健康を守るため、災害や新しい感染症が発生した際にも迅速に対応できる体制を備えています。

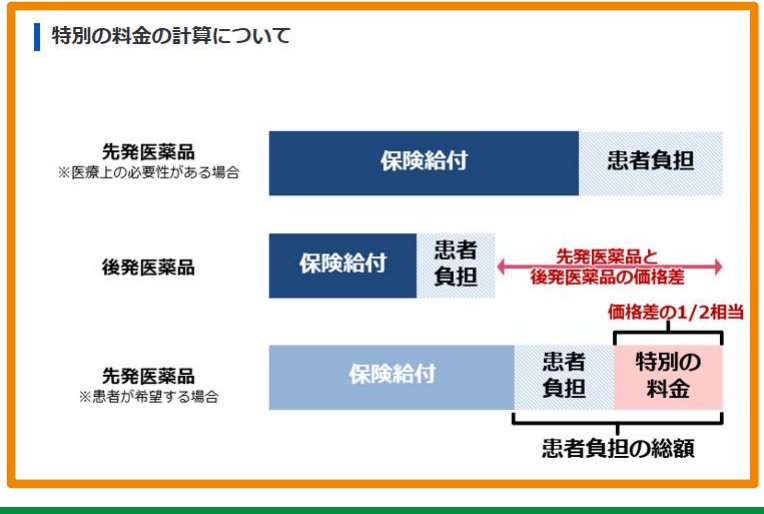
他の薬局や病院、行政機関と連携し、災害や緊急時でも安心して薬を受け取れる仕組みを維持します。

選定療養について

当薬局では、長期収載品（後発医薬品がある先発医薬品）の調剤を患者さまが希望された場合おいて、制度に基づき特別の料金（選定療養費）をご負担いただく場合があります。

長期収載品については、後発医薬品ではなく先発医薬品を希望された場合、先発医薬品と後発医薬品（最高価格帯）の価格差の2分の1相当額をご負担いただきます。なお、医師の指示がある場合や、
供給状況等により後発医薬品への
変更が困難な場合などは対象外と
なることがあります。

ご不明な点は、
薬剤師へお気軽にご相談ください。



オンライン服薬指導について

当薬局では、必要な通信環境を整備し、薬剤師への研修を実施しています。サイバーセキュリティ対策も含め、セキュリティ全般に適切な対応を行っています。

調剤報酬点数表（令和８年６月１日施行）

当薬局では、以下の調剤報酬を算定しています。　**１点＝１０円です。**

《薬剤料》

薬剤料			
使用薬剤料	使用薬剤の薬価が調剤料の所定単位につき１５円以下の場合	１点	
	使用薬剤の薬価が調剤料の所定単位につき１５円を超える場合	10円又はその端数を増すごとに１点	

《調剤技術料》

調剤基本料			点数
調剤基本料２		月 1,800 回超　集中率 85%超	３０点
調剤基本料		複数の医療機関処方箋を同時に受付した時（８０／１００）	２４点
調剤基本料（分割調剤：長期投薬）		長期投薬を長期保存困難等の理由により分割調剤した場合の２回目以降	５点
調剤基本料（分割調剤：後発医薬品）		後発医薬品の初回服用等の理由により分割調剤した場合の２回目	５点
地域支援･医薬品供給対応体制加算５		地域医療への貢献に係る体制や実績が基準を満たした場合	５９点
連携強化加算		災害や新興感染症発生時に、地域において必要な役割が果たせる体制	５点
在宅薬学総合体制加算２		在宅患者訪問薬剤管理指導料等 48 回以上、緊急時等対応、医療・衛生材料等	
		上記要件、在宅患者への高度な薬学的管理・指導体制および十分な実績	単一１００点 それ以外５０点
電子的調剤情報連携体制整備加算		電子処方箋、電子薬歴、マイナ保険証 30%以上、月１回まで	８点
薬剤調製料			点数
内服薬(浸煎薬及び湯薬は除く)		１剤につき（３剤まで）	２４点
屯服薬			２１点
内服用滴剤		１調剤につき	１０点
注射薬		処方せんの受付１回につき	２６点
外用薬		１調剤につき（３調剤まで）	１０点
調剤料加算			点数
麻薬加算		1 調剤につき	７０点
向精神薬・覚せい剤原料・毒薬加算		1 調剤につき	８点
時間外加算		薬局の通常開局時間外で、深夜（午後１０時から午前６時まで）及び休日を除く	100/100
休日加算		日・祝日、年末・年始	140/100
深夜加算		午後１０時から午前６時まで	200/100
夜間・休日等加算		午後７時～午前８時（土曜は午後１時～午前８時）及び休日・深夜	４０点
自家製剤加算	内服薬及び頓服薬 内服薬	錠剤(100 分の 20)･丸剤･ｶﾌﾟｾﾙ剤･散剤･顆粒剤･ｴｷｽ剤(７日ごと)	２０点
	内服薬及び頓服薬 頓服薬	錠剤(100 分の 20)・丸剤・ｶﾌﾟｾﾙ剤・散剤・顆粒剤・ｴｷｽ剤	９０点
	内服薬及び頓服薬	液剤	４５点
	外用薬	錠剤・ﾄﾛｰﾁ剤・軟膏剤・硬膏剤・ﾊﾟｯﾌﾟ剤・ﾘﾆﾒﾝﾄ剤・坐剤	９０点
	外用薬	点眼剤・点鼻剤・点耳剤・浣腸剤	７５点
	外用薬	液剤	４５点
計量混合調剤加算		液剤	３５点
		散剤・顆粒剤	４５点
		軟膏剤・硬膏剤	８０点
無菌製剤処理加算		中心静脈栄養法用輸液、麻薬	６９点
		中心静脈栄養法用輸液、麻薬（６歳未満の乳幼児）	１３７点
		抗悪性腫瘍剤	７９点
		抗悪性腫瘍剤（６歳未満の乳幼児）	１４７点

《薬学管理料》

薬学管理料			点数
調剤管理料	内服薬　３剤まで	処方箋受付１回につき、薬剤服用歴の記録・管理　２７日分以下	１０点
		処方箋受付１回につき、薬剤服用歴の記録・管理　２８日分以上	６０点
	内服薬以外		１０点
	調剤時残薬調整加算	7 日分以上の残薬調整(在宅処方前提案・処方後変更、かかりつけ)	５０点
		7 日分以上の残薬調整(上記以外)	３０点
	薬学的有害事象等防止加算	処方変更あり(在宅処方前提案・処方後変更、かかりつけ薬剤師)	５０点
		処方変更あり(上記以外)	３０点
	服薬管理指導料	処方せんの受付１回につき（３ヶ月以内の来局、お薬手帳持参の場合)	４５点
		処方せんの受付１回につき　（上記以外の場合)	５９点

	服薬管理指導料	介護老人福祉施設入所者等	ショートステイ等の利用者も対象、オンラインの場合含む。月４回まで	４５点
		情報通信機器を使用（オンライン）	３カ月以内の再調剤（手帳による薬剤情報提供を含む）	４５点
			在宅患者(患者の状態の急変等に伴い行った場合も含む)	５９点
			上記以外	５９点
		麻薬管理指導加算	麻薬の調剤時	２２点
		特定薬剤管理指導加算１	処方せん受付１回につき（特に安全管理が必要な医薬品を調剤した場合）	初回 10 点 必要時５点
		特定薬剤管理指導加算２	抗悪性腫瘍剤の注射 かつ 悪性腫瘍の治療に係る調剤、月１回まで	１００点
		特定薬剤管理指導加算３	イ)医薬品リスク管理計画に基づく指導、対象医薬品の最初の処方時	５点
			ロ)選定療養(長期収載品の選択)等の説明、対象薬の最初の処方時	１０点
		乳幼児服用指導加算	処方せん受付１回につき（６歳未満の乳幼児）	１２点
		吸入指導加算(６月に１回)	吸入薬の処方患者（喘息、慢性閉塞性肺疾患、インフルエンザ）	３０点
	外来服薬支援料１		服薬管理を支援した場合 （月１回に限り）	１８５点
	外来服薬支援料２		４２日分以下の場合 ７日ごと（端数を増すごとに）	３４点
			４３日分以上の場合	２４０点
	服用薬剤調整支援料１		内服薬６種類以上→2 種類以上減少、月１回まで	１２５点
	服用薬剤調整支援料２		複数の医療機関から内服薬６種類以上の患者に対して、必要な研修を受けたかかりつけ薬剤師による、服用薬剤総合評価、処方医への調整提案	１０００点
	調剤後薬剤管理指導料		１）糖尿病患者、糖尿病用剤の新たな処方または投薬内容の変更	６０点
			２）慢性心不全患者、心疾患による入院経験あり	６０点
	服薬情報等提供料１		保険医療機関からの求め、文書による情報提供、月１回まで	３０点
	服薬情報等提供料２		薬剤師が必要性ありと判断、文書による情報提供、月１回まで イ）保険医療機関、ロ）リフィル処方箋の調剤後、ハ）介護支援専門員	２０点
	服薬情報等提供料３		保険医療機関からの求め、入院予定患者、３月に１回まで	５０点
	在宅関連	在宅患者訪問薬剤管理指導料	単一建物診療患者様が１人の場合	６５０点
			単一建物診療患者様が２～９人の場合	３２０点
			上記以外の場合	２９０点
		麻薬管理指導加算	在宅患者様の麻薬の調剤の場合（１回につき）	１００点
		在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算	医療用麻薬持続注射療法を行っている患者様等へ薬学的管理・指導を行った場合	２５０点
		乳幼児管理指導加算	乳幼児の在宅患者様の訪問指導の場合（１回につき）	１００点
		小児特定加算	障害児である患者様等に対して、必要な薬学的管理及び指導を行った場合	４５０点
		在宅中心静脈栄養法加算	在宅中心静脈栄養法を行っている患者様等へ薬学的管理・指導を行った場合	１５０点
		在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料	計画的な訪問薬剤管理指導に係る疾患の急変に伴う訪問の場合	５００点
			上記以外の場合	２００点
		在宅患者緊急時等共同指導料	在宅療養患者、主治医と連携する他の保険医の指示でも可、月２回まで	７００点
	経管投薬支援料		経管・経鼻投薬中の患者様、家族へ簡易懸濁法による服用支援を実施(初回のみ)	１００点
	在宅移行初期管理料		在宅療養開始前の管理・指導、在宅患者訪問薬剤管理指導料等の初回	２３０点
	訪問薬剤管理医師同時指導料		単一建物診療患者／居住者１人訪問診療医との同時訪問(６月に１回)	１５０点
	複数名薬剤管理指導訪問料		単一建物診療患者／居住者１人の場合、当該薬局職員との複数名訪問	３００点
	退院時共同指導料		入院中１回（末期の悪性腫瘍の患者等は入院中２回）まで、ビデオ通話可	６００点

《特定保険医療材料料》

項目	
特定保険医療材料料	注射針等で特定保険医療材料として材料価格基準があるものについて、それに基づいて四捨五入で算出した費用です。全ての薬局で同じ金額です。

《その他》

項目		
調剤ベースアップ評価料	地方厚生局への要届出、処方箋受付１回につき （令和９年６月１日から８点）	４点
調剤物価対応料	処方箋受付時、３月に１回まで （令和９年６月１日から２点）	１点

《保険外費用》 ◆当薬局では、以下の項目について、その使用量に応じた負担をお願いしています。

・軟膏容器・水剤容器・点鼻容器・点眼容器・・・１つにつき 50 円。 ビニール袋１枚２円

・調剤明細書発行：調剤明細書の発行の費用は発生しません。明細書の発行を希望されない方はお申し出ください。

不明な点は遠慮なく、お尋ね下さい。

あおば薬局高崎店

